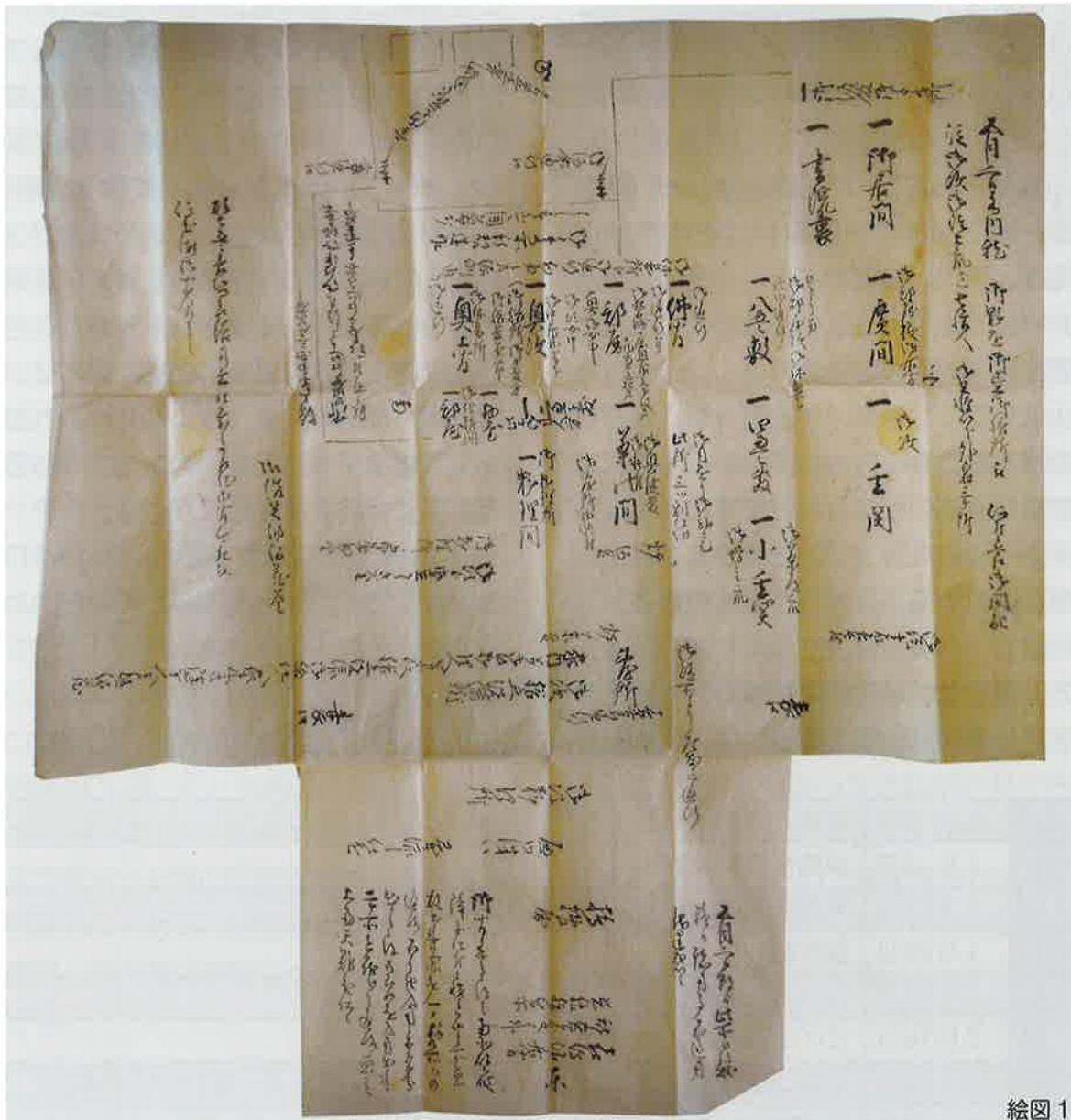




長野市立博物館所蔵 「丸山家文書」について（概要報告）



絵図 1

はじめに

長野市立博物館には、長野市内を中心とした多くの古文書が蒐集・保存されています。そして収蔵した古文書は内容を読み解いて目録にし、公開しています。

ここでは、現在、整理を進めている丸山家文書について、その整理過程で発見したことを紹介し、どのような目録を作るか（目録の編成）を示しておきたいと思えます。

1. 丸山家文書の構成

丸山家文書は、長野市松代町東条の旧丸山家の土蔵に納められていた文書群です。平成13年に、古文書のほか、書籍類を一括で寄贈いただきました。受け入れ当初は、松代町内にある旧山寺常山邸の所有者ということもあって、幕末の松代藩士・山寺常山の史料が多く含まれるものと期待されました。

さて、伝来の文書ですが、受け入れ先の名称をそのまま引き継いで一括で丸山家文書と名付けました。文書の内容について触れる前に、伝来した丸山家について概略を述べておきましょう。

丸山家は、文書群の内容を検討しますと、幕末期に真田家の家中に現れる丸山竹阮（保次、竜蔵、盈定）の家であることがわかります。参考までに丸山竹阮の略歴を次に示します（表1）。

丸山家文書のなかには、明治維新以降の近代・現代文書も多く含まれています。これは丸山家に係るものがほとんどです。近代以降は、東京で仕事を持っていたようです。また、山寺常山邸に関係する資料もいくつか確認できました。

一方、廃藩置県までのいわゆる江戸時代の文書を見ると、丸山家に伝来したと思われる

文書はそれほど多くありません。表1の職歴に示したように、丸山家は御勘定役、勘定目付といった、藩政を下支えする実務的な官吏でした。書類の作成はするものの、文書を決裁する権限はありませんでした。そのため、文書を蓄積して自分の家で保管するといったことがなかったと理解されます¹。

江戸時代の丸山家文書は、文書の宛所をみると、その大半が新町村（長野市信州新町）の久保家と、松代藩士の関口家に伝わった文書から構成されていることがわかります。江戸時代の丸山家文書とは、久保家文書、関口家文書から構成されていた文書群なのです。そして、大半は新町村の久保家文書です²。丸山家になぜかこの2つの家の文書が入り込んだのです。その理由として婚姻関係などによって、丸山家に文書が引き継がれた可能性が指摘できます。以降の表記としては、久保家文書、関口家文書としますが、これは丸山家文書を構成する文書群のひとつであるという前提で議論をすすめます。

次に、久保家文書を紹介し、江戸時代の村と藩との関係の一端を明らかにしたいと思います。

弘化2	11月4日	跡式、御勘定役
安政4	2月2日	御預所御勘定役兼帯
安政6	1月12日	兼帯役之方専相勤候様
安政6	1月28日	役料玄壺人
万延1	5月10日	本役之方専相勤候様
文久3	2月18日	江戸出シ御飯米之儀付御帷子被下
文久3	10月24日	役替、御勘定目付、御勝手元メ方調役兼帯、御役中給人格、御役料是迄之通被下
慶応元	6月18日	御役料玄壺人御増
慶応元	11月	改名
明治2	9月3日	改名
明治2	10月5日	計政庶務方
明治2	12月29日	御賞典拾八石

表1 国立史料館編『真田家家中明細書』 東京大学出版会より

2. 久保家について

(1) 新町村本陣

久保家は新町村(信州新町)に居を構えていました。その始まりは能登の畠山家で、後継問題で能登を追われ、上杉家に仕えたものの、江戸時代の初めに信州新町に移り住みました。15石の土地を真田家から与えられ、新町の開発に従事したとも言います。また幕末の久保成(三郎とも)は、松代の代官町に屋敷を持ち、文武学校の教師を務め、戊辰戦争では吏官として戦闘詳報を作成しました。廃藩置県後は真田家の家令となり、真田幸民のアメリカ留学にも同行しています³。

久保家は新町村に居住しながら、村方三役といわれる村の役人に任命されない存在でした。また、藩内での役職についてもはっきりしません。幕末の久保成の頃になると、松代城下に拝領屋敷を持ち、藩の代官に就任していることもわかります。

新町村の住居地は除地となっており、おそらくは松代藩士と同じく、拝領屋敷の扱いを受けていたのでしょう。同様の例は田野口村にも見られます。田野口村の小林家も同じく、拝領屋敷扱いでした⁴。拝領屋敷は、城下にのみあるのではなく、村落にも存在したひとつの例となります。またこの居宅は、藩主が宿泊する本陣としての機能を持っていました。久保家文書の中に屋敷絵図がありますので紹介します【絵図1】。

藩主が宿泊する際の配列図です。本陣は藩主が在任中に一回は行う境目見分や、藩主の牧野島城、水内橋の視察などの際に用いられたのです。

(2) 廻村される文書をめぐって

【文書1】は、当時の職奉行である矢嶋源右衛門が、正月四日に松代城への登城を久保喜伝治に命じた文書です。公文書ではあるものの、年号はないので、ある程度私的な性格をもつ文書(私信)であると言えます。



【文書1】
来正月四日前々之通、年頭之御礼登城可被致候、尤前日罷出當番江可被相届候、以上
十二月十七日
久保喜伝治殿
矢嶋源右衛門

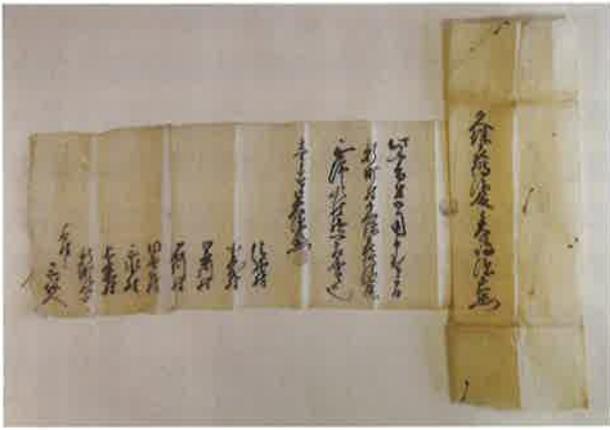
【文書2】は、この文書の包紙です。包紙には、村の名前が記された文書が添付されています。その継目には差出人の矢嶋源右衛門の割印があります。包紙に付された文書には、この書状を村継で久保喜伝治まで届けるようにと記しています。久保喜伝治を城に呼ぶという私的な内容の文書を、各村の三役人が内容を確認しているのです。なぜこのような手順を踏んだのでしょうか。

この理由として、各村と久保家との関係があると思います。松代藩の場合、藩が村を直接支配したとされてきました。そして、村をいくつかの組合に編成して支配する、大庄屋(割番)制度はなかったと説明されてきました⁵。しかし、このように久保家あての文書が各村を回り、その了承を得たということは、久保家がこうした村に何らかの影響を持っていたと想定できるのです。

松代藩の行政システムや村の支配の在り方

久保喜伝治の経歴

久保喜伝治民清	実父新町村浪人久保民八嫡男、養父新左衛門易久	嘉永2	4月12日	相続
久保喜伝治		嘉永2	4月12日	久保新左衛門願置候通相続
久保喜伝治民清		嘉永2	4月15日	相続之御礼申上
久保喜伝治		嘉永3	3月14日	ヤシキ地八十九坪ヨ内願之通上納
久保喜伝治		嘉永4	10月25日	養女義上野村罷在候浪人大日方金兵衛悴寛司へ縁組
久保喜伝治		安政3	7月4日	実方二罷在候節之妾腹之男子三郎嫡子仕度旨
久保喜伝治民清		安政3	9月28日	願之通隠居



【文書3】

口上竟

私儀以
御厚恩年頭御禮 御参府 御帰城
之節、御目見被 仰付、冥加至極
難有仕合奉存候、然處、當月上旬
病氣罷在候處、今曉乍憚中風
之症相煩、快氣難仕跡罷在候、依
之倅民八江家督為仕、乍恐
御目見被 仰付被下置候様奉願
【以上】
候、此段御序之刻、御家老中迄御
執成申様、奉頼候、以上
【午】

五月廿一日

新町村

久保喜傳治

㊦

職御奉行所

【文書2】

(包紙)

「久保喜伝治殿

矢嶋源右衛門」

此書付御用申出候間、新町村久保喜
伝治方江無滞順村継可相届者也

十二月十七日 矢嶋源右衛門 ㊦

清野村

小森村

御平川村

石川村

田野口村

三水村

上条村

新町村迄

右村々

三役人

については、まだまだ解明されていないのです。古文書の整理が進むと、こうした問題も少しずつ解明されていくことでしょう。

3. 久保家の相続願をめぐって

(1) 藩との合意形成の過程をめぐって

一般的に古文書とは、「差出人が特定の受取人に対し、意思・用件などを伝えるために作成したもの。著述・編纂物・日記など、記載者が一方的に意思表示した文献とは、一応区別される」⁶とあります。まずこの点を確認しておきましょう。

松代藩における村の在り方や村と藩の行政組織については、現在、新しい見解が示されています。たとえば、村が藩の各部局に提出する文書は、郡奉行の配下の代官による入念な添削が行われていました⁷。そもそも村は藩の官僚制機構の末端であり、必要な報告を怠ると軽微ではあるが処罰の対象ともなったといえます⁸。

文書の在り方でも両者のかかわりが親密であったことがわかります。たとえば、松代城

の樹木を管理する御掃除方元メを勤めた東条村の相沢家は、東条村の名主として、水帳など地方文書の代表的な文書を持つ一方、御城番組（御掃除方元メ）の文書も伝えています。この御城番組の文書は、藩政文書である真田家文書にも含まれており、城の掃除に関わってその請負により書類が取り交わされ、両者に残されたことがわかります⁹。

このように、従来、地方文書、藩政文書（武家文書）というように分類され、性格付けされてきた近世文書¹⁰ですが、その文書作成（意思形成）過程において、両者で綿密なすり合わせが行われ、文書が作成されたのです。また、村方文書の中には、藩との関係から作成された文書が、証拠書類として残されることもありました。

(2) 喜伝治相続願書の作成過程

文書の作成過程について、久保家文書を例に考えてみましょう。【文書3】の差出人は久保喜伝治で宛名は職奉行です。正式な文書であるのでその証拠として印鑑が押されています。内容としては、久保喜伝治は中風の病気になるので、倅（せがれ）の民八に家督



御郡方へ如何候哉、相訳兼候、以後願書差出候節八、御郡方御日記内々にて聞總可申候」

御祐筆窪田内蔵右衛門

〔朱書〕
寛政十戊午年 五月廿一日差出

〔文書4〕
覚
新町村 久保喜傳治

を継がせたいというものです。

この文書には疑問点があります。なぜ、差出人のもとに捺印のある文書が残っていて、それも正式な文書であるはずなのに、朱字が入り、訂正されているのでしょうか。文書が返却されたのでしょうか。

返却された理由については、この文書の包紙【文書4】から明らかです。「村の支配を担っている郡方（職奉行）はこの文書を受け取ったらどのように考えるだろうか、私には判断できない。これからは、願書提出にあたっては、職奉行が持っている郡方日記を見せてもらってから作成した方がよい」と書かれています。朱書きは祐筆の窪田内蔵右衛門によるものです。おそらく、久保喜傳治は、職奉行に提出する前に、正式な文書を藩の祐筆である窪田内蔵右衛門に提出しその内容確認をお願いしたのでしょう。

【文書5】の文書は、朱書きの部分から、明和三戊年二月廿八日の『職御奉行所日記』の写しであることがわかります¹¹。そして、日記の写しに、さらにこの時職奉行であった竹内藤馬が加筆修正しています。

【文書6】の文書（5頁）は、職奉行の竹内藤馬が作成した文書を、祐筆の窪田内蔵右衛門が認めたことが奥書からわかります。窪



〔文書5〕
〔朱書〕
〔明和三戊年二月廿八日職御奉行所日記之写奉行・竹内藤馬殿加筆〕
御

〔似 御厚恩〕
□上覚

私儀去年申八月木田、年頭御禮

〔然處当月上旬〆〕

御参府御帰城之節

御目見被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、其刻

候處今晝乍懐中風之症相煩、快氣難仕能候、依之

病氣罷在、種々狼生仕候得共、今以耻不仕

唯今之通上而者出勤、御用見難申上能罷在候付

為入候御儀奉存候得共、私隠居仕下、俸事傳治年

頭御参府御帰城之節

御目見被 仰付被下置候様奉願候、以上

戊二月廿八日

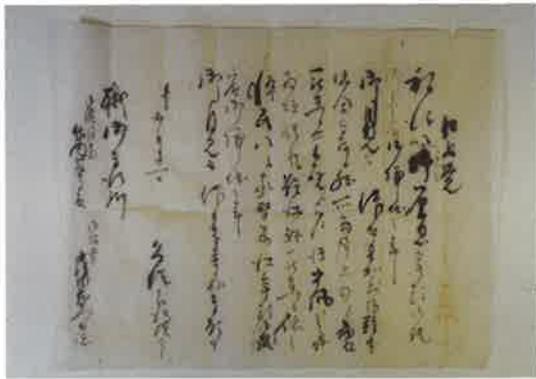
久保又治郎印

職御奉行所
右者竹内藤馬殿加筆

田は、竹内藤馬の作った文書を受け継ぎ、文書の書式について注記しています。具体的には「ケツ字」を指示しています。闕字（けつじ）とは、敬意を表すべき人物の称号や言葉などが出てきた時にその文字の上1字分または2字分ぐらいの余白をあけることをいいます。これは奈良時代からの文書の形式でした（公式令に規定があります）。

このように、久保喜傳治の家督相続をめぐって作成された文書について、その成立過程を復元することができました。ここでまとめておきましょう。

久保喜傳治は倅に家督を譲る願書を、正式な文書として藩の祐筆に提出し確認してもらった。祐筆の窪田内蔵右衛門は手直したものの、職奉行が保管している過去の日記から久保家が提出した願書を抜き書きしてもらった方がよいとアドバイスした。職奉行は日記から該当箇所を書き写すとともに、自ら



【文書7】
端裏「子午之年職方江差出候証文案書」
差上申一札之御事

一私儀新町村之内奉願書本証文を以住居仕候、兼而御掟之趣急度相守可申候、尤隨成役代立置御用并地役無相違相勤可申候、
一代替住居替仕候者、証文相改可申候
一私牢人之儀二付、以御厚恩書本証文二而住居仕候上八、万一実子無御座養子仕候共、筋目を糺、養子可仕候、縦町人・百姓家と養子仕候共、從弟与て近親御座候八、本家并親類其所之村役人請合を以、代替之節書本証文可奉願候、以勝手続も無御座町人・百姓一通之者養子仕候者、代替之節村方人詰御帳面御加可被成下候、
一子午無懈急証文替仕差上可申候
一家内人別男何人、女何人御書上仕候処相違無御座候、為後日記文仍而如件
年号月日
職御奉行所

【文書6】

口上覚 ケツ字
私儀、以御厚恩年頭御禮 御参府御帰城之節
御目見被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、然所、今月上旬病氣罷在候処、今晩乍憚中風之症相煩、快氣難仕躰罷在候、依之俵民八江家督為仕年頭御参府御帰城之節 ケツ字
御目見被 仰付被下置候様、奉願候、以上

午 五月廿一日 久保喜傳治印
職御奉行所 御祐筆
御役月番 竹内藤馬殿 窪田蔵右衛門殿認

加筆修正し、これを祐筆の窪田内蔵右衛門に渡した。窪田は文書の書式、具体的には罫字を指示して、これを久保喜平治に渡した。久保喜平治はこれらの指示に従って、職奉行に「正式な」文書を提出した。正式に受理された文書は、おそらくは職奉行が保管することとなり、日記に転写されたのでしょう。

村から藩にあげられる文書については、先に触れたように代官が添削するだけでなく、祐筆や担当する職奉行が文書作成の細かい指示を出していることが確認できるのです。

4. 6年に1回提出する一本証文

(1) 久保家文書の本証文

久保家とはどのような家なのか、次にこの点について触れておきたいと思います。その手掛かりとなるのは、久保家文書中の「一本証文」という文書です。この一本証文ですが、具体的にどのようなものであるのか、これまで説明されたものはないので、史料を分析することでその性格を説明します。

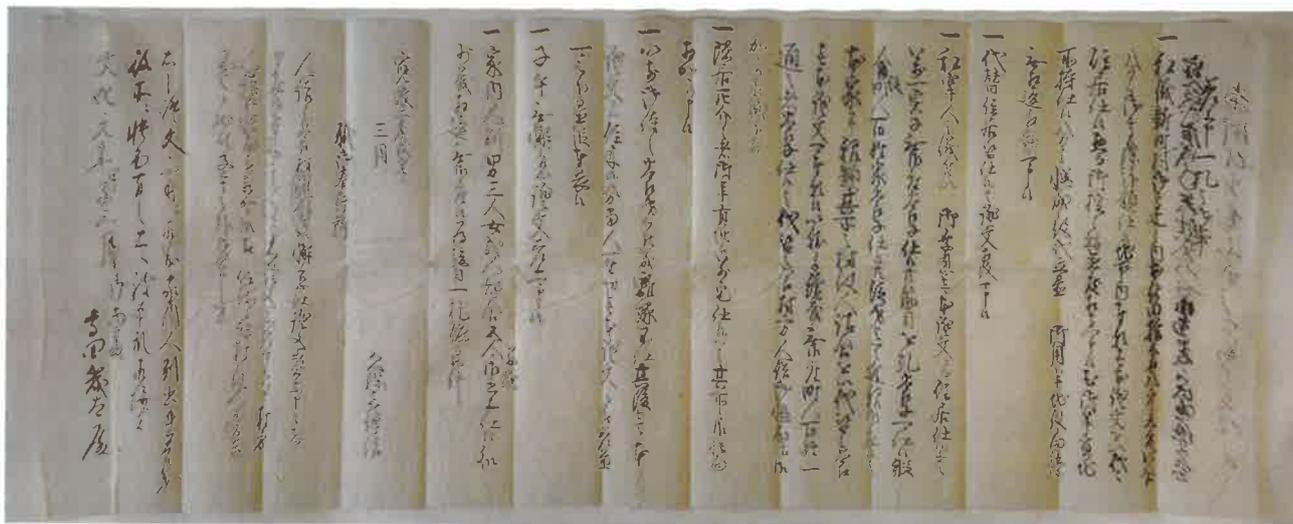
【文書7】は、久保家が職奉行に対して子

と午の年に提出する一本証文の案文です。

久保家は6年に1回（子午の年）、証文を提出する必要がありました。証文には家族構成を記した文書も添付しなければなりませんでした。理由としては、新町村に住居するためであるとしています。そして居住地を変えた場合にも証文を出し直すとしています。

久保家は「牢人」（浪人）の身分であるけれども、一本証文を提出することによって居住が叶ったとしています。もし実子がなく養子となった場合には、筋目通りに養子を迎えらるとも書いています。また、町人や百姓からの養子縁組については、村役人の承諾を得たうえで一本証文を提出するとしています。

【文書8】は、養子縁組にあたって、提出



【文書8】

端裏「寛政庚戌年矢野式右衛門殿御当番江此通認差出、当時此書面不用二相成候、久保民八」

差上申一札之御事

一私儀新町村御高辻之内、於新田拾五奉石八斗九升四合八夕御高添拜領仕候地所之内奉願吉本証文を以、代々住居仕候、兼而御掟之趣急度相守可申候、尤御年貢地所持仕候分者、慥成役代立置 御用并地役向後弥無相違相勤可申候、

一代替住居替仕候者、証文相改可申候

一私牢人之儀付、以 御厚恩吉本証文二而住居仕候上者、万一実子無御座養子仕候共、筋目を糺、養子可仕候、縦令從町人・百姓家養子仕候共、從弟与て近親御座候者、本家并親類其所之村役人請合を以、代替之節吉本証文可奉願候、以勝手統茂無御座、町人・百姓一通之者養子仕候者、代替之節村方人詰御帳面江御加可被成下候、

一隠居厄介之者御年貢地江別宅仕候八者、其所之御帳面相加可申候

一以前御侍之養弟罷成離縁不仕其後吉本証文二而往来候分、当人一生切吉本証文二而被差置可被下置段、奉畏候

一子午無懈怠証文差上可申候

一家内人別男三人、女式人都合五人別紙御書上仕候処、少茂相違無御座候、為後日一札仍而如件

寛政二庚戌年三月

久保喜伝治

職御奉行所

人詰之節、村役人を以懈怠仕証文差上未申候者御座候付、来亥年迄右証文不差上候者者、村方人詰御帳面罷相加候段、被 仰渡候趣、村役人へ返達有之候御故、子午之外差上申候、以上

右之証文不用二相成、家内人別書計差出、役所二帳面有之右へ致印形相濟候

文化元年甲子三月

御当番

高田幾太郎

【文書9】

口上寛

悴規妻儀病氣之處、養生不相叶今朝六ツ半時死去仕候、此段御届申上候、以上

六月八日

菅九兵衛様

久保喜伝治



兵衛です。この菅九兵衛は菅沼九兵衛のことで、当時は職奉行でした。一般的に、村に住む百姓の管理は村が行っていました。宗門人別帳を作成し藩に提出していたのです。久保家の場合、家族の死去については、職奉行に届け出ています。このことから、一本証文を提出する家について

された一本証文です。内容はほぼ【文書7】を踏襲するものです。ただ、6年に1回提出の一本証文ではなかったのです。奥書によると、人詰（人別帳）を作成する段階で、証文を差し上げなかったため、子年まで一本証文を提出しないこととなる。村方の人詰人別帳に加えるべきと藩からの仰せであるので、子・午以外に念のため提出したと書かれています。しかしその14年後、この一本証文は提出の必要ないと判断されました。家族構成を書いた家内人別書を差し出し、役所にある帳面に印形すれば済むというのです。【文書9】は、喜伝治の悴規の妻が死去したことに伴う届け出ですが、その宛名が菅九

は、村での管理だけではなく、藩の職奉行のもとに何らかの帳簿があって管理されていたのです。

(2) 一本証文とは何か

一本証文については、たとえば、医師を目指すがゆえに一本証文を提出している事例があります¹¹。

ただ、久保家については、「牢人」であるものの、一本証文を提出しているのが、新町村に居住が認められているとあります。そして、町人・百姓との養子縁組についての条文もあります。このように考えると、一本証文を提出する家とは、村に居住しているものの、村の支配とは別に、藩の直接管理、具体的には職奉行の管理下に置かれた家であると言えます。

一本証文を出す家とはどのような家なのかですが、具体的にはよくわかりません。ただ、先にも述べた通り、大庄屋のような組合村を管理するような藩政に深くかかわりを持つ家であったことも想定されます。

5. 丸山家文書整理の方向性

丸山家文書については、①丸山家、②久保家、③関口家の3家から構成される文書群です。このため、3家に分けて目録編成することが必要です。3つの家の文書が丸山家の伝来となった理由については、姻戚関係の検討を含めて今後の検討課題です。

さて、久保家、関口家、そして丸山家はすべて、いわゆる「武家文書」の範疇に含まれ

る文書群です。久保家は、当初から新町村に居住しており、その後、松代城下に拝領屋敷を与えられています。また、関口家は江戸時代の初めから松代藩士としてあらわれる家です。このように、複雑な文書の構成ではあるものの、各文書群の性格を明らかにして、わかりやすい目録が作成できたらと考えています。(原田和彦)

注

1 この点については、拙稿「松代藩・国元における行政組織とその場」国文学研究資料館編『近世大名のアーカイブズ資源研究』思文閣出版 2016年において、宅役所(拝領屋敷)に文書が保管される役所として、寺社奉行、町奉行、職奉行、そして郡奉行配下の代官と結論付けた。なお、代官の文書群は長野市立博物館蔵の野本家文書として伝わる。

2 このように、他家の文書が混入している例として、長野市立博物館蔵の野本家文書があげられる。野本家文書には、伊東家に関わる文書が含まれている。婚姻関係によって持ち込まれた可能性もあるが、理由はよくわからない。(『長野市立博物館収蔵資料目録 歴史8 野本家文書(その1)』)

3 長野市立信州新町公民館『郷土再発見 信州新町の今昔みんなで遺そう町の記憶遺産』2019年

4 拙稿「信濃国松代城下町絵図について」『長野市立博物館紀要』第14号(人文系) 2013年

5 松代藩では大庄屋制(割番制)は採用されていない。(『更級埴科地方誌』近世上 第3章第2節 農村の支配機構 1980年)

6 角川書店版『日本史辞典』

7 種村威史「松代藩代官文書の管理と伝来について」国文学研究資料館編『近世大名のアーカイブズ資源研究』思文閣出版 2016年

8 福澤徹三「官僚制機構の末端としての村一藩地域研究とアーカイブズ研究との接点一」国文学研究資料館編『近世大名のアーカイブズ資源研究』思文閣出版 2016年

9 拙稿「藩庁文書と村方文書の相互性について一真田家文書と相沢家文書を事例として一」『信濃』第69巻第4号 2017年

10 例えば、笠谷和比古氏は、武家文書には、「藩庁文書」と「家」文書があると説明している。(笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局 1998年)

11 なお、明和3年の群奉行日記が現存(国文学研究資料館・真田家文書)しており、同日に文言の違いはあるが、久保喜伝治に関する記載がある。

12 宮澤崇士「松代藩勝手御用役について一田野口村小林家を中心に一」『信濃』第69巻第4号 2017年

博物館だより 第115号

発行日2020年9月30日

長野市立博物館

〒381-2212 長野市小島田町1414

TEL:026(284)9011

<http://www.city.nagano.nagano.jp/museum>

戸隠地質化石博物館

〒381-4104 長野市戸隠栃原3400

TEL:026(252)2228

鬼無里ふるさと資料館

〒381-4301 長野市鬼無里1659

TEL:026(256)3270

信州新町美術館・有島生馬記念館・信州新町化石博物館

〒381-2404 長野市信州新町上条88-3

TEL:026(262)3500

ミュゼ蔵

〒381-2405 長野市信州新町37-1

TEL:026(262)2500